

## 沼田市手話言語条例

言語は、意思疎通を図ることによって互いの考え方や感情を理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものとして、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語と異なり手指や体の動き、表情を用いる視覚言語である。ろう者は互いの気持ちを理解し合い、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、大切に育んできた。

しかしながら、長い間、手話は言語として認められず、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において、手話は言語として位置付けられ、手話を利用しやすい環境を整えることが求められるなど、手話に対する認識が変化してきている。

沼田市は、手話は言語であるとの認識に基づき、全ての市民が手話への理解を深め、共に支え合う地域社会の実現を目指し、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、手話に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、手話に対する理解の促進及び手話の普及（以下「手話の普及等」という。）を図ることにより、全ての市民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生することを基本とし、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及等を図るものとする。

### (市の責務)

第3条 市は、この条例の目的及び基本理念を踏まえ、手話の普及等を図るために必要な施策を推進するものとする。

### (県及び関係機関との連携及び協力)

第4条 市は、前条の責務を遂行するため、県及び関係機関と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

### (市民の役割)

第5条 市民は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に

協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすい手話に関するサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(方針の策定)

第7条 市は、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとする。

- (1) 手話の普及等に関すること。
- (2) 手話による情報の発信及び取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通の支援に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び手話通訳の環境の充実に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(手話を学ぶ機会の確保)

第8条 市は、ろう者、手話通訳者及びその他手話を使用することができる者と協力して、市民が手話を学ぶ機会の確保を図るよう努めるものとする。

(学校における手話の普及)

第9条 市は、学校教育の場において、手話の普及等を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(医療機関における手話の啓発)

第10条 医療機関の設置者は、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう努めるものとする。

2 市は、医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう手話通訳者を派遣する制度の周知その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第11条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第12条 市は、災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他の意思疎通の支援の推進)

第14条 市は、手話、要約筆記その他の意思疎通の支援を活用し、聴覚障害者の特性に応じた円滑な意思疎通に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。